

令和6年度就学援助 Q&A

Q. 1月に申請したが、改めて申請を行う必要があるか。

A. 1月に就学援助の入学前支給を申請し認定を受けられた方は、改めて今回令和5年度の就学援助の申請手続きを行う必要はありません。（審査結果は3月中旬以降に送付）

Q. 兄弟姉妹がいるが、それぞれに申請が必要か。

A. 世帯毎の申請となりますので、兄弟姉妹がいる場合は併せて申請ができます。

Q. 申請はどこで行えばよいのか。

A. 就学援助の申請場所は、4月以降に通学（予定）の小中学校の事務室 または 教育委員会教育支援課 です。

また、国・県立の小中学校に入学または進級予定のお子さまがいる場合は、教育委員会教育支援課での申請となります。

また、令和4年度よりオンライン申請が選択可能になりました。オンライン申請には条件があるため、詳しくは福岡市HPで確認してください。

Q. 申請書はどこで取得できるか。

A. 就学援助の申請書は、各学校にて配布 または 福岡市HPからダウンロードできます。

Q. 市・県民税の算定対象となる年度はいつか。

A. 令和6年5月31日までの申請

・・・令和5年度（令和4年（1月～12月）中の収入）にかかる税額

令和6年6月1日以降の申請

・・・令和6年度（令和5年（1月～12月）中の収入）にかかる税額

Q. 要件を確認できる書類は必要か。

A. 要件⑤「児童扶養手当証書」、要件②⑥「課税証明書等の税証明書」は、税情報等をデータ連携するため、原則不要です。

上記以外の要件は、要件を確認できる書類が必要となります。

Q. 審査結果はいつ頃分かるのか。

A. 審査結果は、5月中旬以降に申請書の住所宛に順次郵送します。

Q. 就学援助受給中に給食費は請求されるのか。

A. 就学援助を申請中もしくは認定済みの世帯は、給食費の請求はされず、学校徴収金（教材費・PTA会費等）のみ請求となります。学校徴収金の納付を口座振替にしている場合、通帳には「給食費等（きうじョクバツリ）」などと記載されますのでご了承ください。

Q. 福岡市へ転入の予定だが、申請はいつ行えばよいか。

A. 転入日以降に申請できます。転入日の翌月末までに申請し認定となった場合、転入した月から支給対象となります。

Q. 収入がどれくらい減少したら、要件⑦で申請できるのか。

A. 令和6年度の税証明書および令和6年1月以降の給与明細書等の必要書類をご提出いただき、令和6年中（1～12月）の収入見込を計算します。その収入見込にかかる市県民税額が要件⑥の基準表の金額以下になれば、就学援助の対象となります。

また、要件⑦の申請は6月以降（令和6年度市・県民税額を証明する書類取得後）の受付となります。

Q. 年度途中で家庭でインターネットの契約を行ったが、オンライン学習通信費は支給されるのか。

A. 年度途中で家庭でインターネット契約を行った場合、契約月以降の金額が支払われます。その際には契約を行った旨の届出が必要です。お子さまの通われている学校の事務室 または 教育委員会教育支援課へ届出をお願いします。